

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年4月16日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 10 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ(B)負荷側振動計の電源表示灯において、消灯が認められたため、当該電源表示灯回路を点検。	D	
2	1号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(C)伝熱管の渦流探傷検査において、14本に判定値外れが認められたため、当該伝熱管を交換。	D	
3	1号機	低圧タービン(B)第13段抽気ドレン弁下流フレキシブル配管において、変形が確認され微少の漏えいが認められたため、当該配管を交換。	D	
4	1号機	主発電機冷却系水素ガス乾燥機制御盤の警報動作確認時、警報用ベルが鳴動しないことが認められたため、原因を調査。	D	
5	1号機	復水器脱塩装置再循環ポンプ水張り復旧時、制御盤内の電源ヒューズが切れているのが認められたため、調査及び対応検討。	D	
6	1号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ(A、B)入口流量計の1、2次弁(16台)グランド部より漏えいが認められたため、当該各弁グランド部を補修。	D	
7	2号機	2号機第18回プロセスモニタ機能検査(その1)要領書の検査体制図に誤記が認められたため、当該誤記訂正。	D	
8	4号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ(B)山側ストレーナオートベント弁において、作動不良(ベント弁が固着の状態)が確認されたため、当該ベント弁を点検。	D	
9	4号機	タービン補機冷却系サージタンク補給水ストレーナ差圧計に指示不良(オーバースケール)が認められたため、当該差圧計を点検。	D	
10	その他	平成21年度中期設備計画予算書作成(3号機第16回定検時制御棒取替工事)において、誤って除却損に帳簿原価を記載したため訂正。	対象外	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353